

### 和光市長寿あんしんプラン策定会議設置に係る事務取り扱い要領

平成 23 年 8 月 8 日決裁

この事務取り扱い要領は、介護保険事業計画の策定及び高齢者保健福祉計画見直し（以下「事業計画等」という。）を行う会議として設置する、和光市長寿あんしんプラン策定会議（以下「策定会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の構成等）

第 1 条 策定会議の構成は、和光市介護保険条例 15 条に定める介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員及び学識経験者により構成するものとする。また、策定会議の期間は、別に定める事業計画策定毎のスケジュールのとおりとする。

（会長及び会長代理）

第 2 条 策定会議には会長及び会長代理を置くものとする。会長は、運営協議会以外の学識経験者が務めるものとする。

（会長及び会長代理の職務）

第 3 条 会長は策定会議を総理し、事業計画等の策定が円滑に進むよう進行管理を行うものとする。また、会長代理は会長を補佐するものとし、会長が事故等により策定会議に出席できない場合には、会長に代わり策定会議を総理するものとする。

（委員謝礼）

第 4 条 策定会議における出席委員の謝礼については、運営協議会の規定謝礼を準用するものとする。

（策定内容）

第 5 条 策定会議における事業計画等の策定内容は、次に掲げるものとする。

- 1 計画の基本理念（目的及び特色）
- 2 介護給付等対象者サービス量の見込み
- 3 日常生活圏域の設定と地域密着型サービス量の見込み（地域包括支援センターを含む）
- 4 介護予防サービス量の見込み及び改善目標値の設定
- 5 地域支援事業の検討
- 6 第 1 号被保険者保険料の設定
- 7 市内基盤整備計画の検討（将来性を含む）
- 8 その他必要となる事項

（事務局）

第6条 策定会議の事務局は、保健福祉部長寿あんしん課介護保険担当が行うものとする。  
(その他)

第7条 この事務取り扱い要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 平成17年4月11日決裁において、第五条を一部改正

附則 令和2年5月14日決裁において、第2条及び第6条を一部改正